（様式第２号）

# 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|---|---|
| 担当課 | 障害福祉課 |
| 委託業務名 | 大津市立障害者福祉センターエレベーター機能保全業務委託 |
| 委託業務場所 | 大津市におの浜四丁目 |
| 概要 | 大津市立障害者福祉センターに設置されている三精テクノロジーズ株式会社製の昇降機（エレベーター）の保守点検について、将来的にエレベーターの運転に危険が発生する可能性があると判断された箇所に関して、清掃、オイル交換、部品取替等の事前整備による予防保全を行う。 |
| 契約期間 | 令和４年　７月　１９日　から　令和５年　３月３１日まで |
| 契約年月日 | 令和４年　７月　１９日 |
| 契約金額 | ３，３５５，０００円 |
| 契約の相手方 | 〔所在地〕大阪市淀川区宮原四丁目３番２９号<br>〔名　称〕三精テクノロジーズ株式会社 |
| 契約相手方の選定理由 | 今回予定している昇降機（エレベーター）の保全業務は、既設昇降機で再利用可能な機器及び部品等の設備を引き続き利用することで、経費の抑制と時間の縮減を図りつつ、保守点検の際、将来的に昇降機の運転に危険が発生する可能性があると判断された箇所に関して、予防保全を行うものである。<br>契約相手となる三精テクノロジーズ株式会社は、大津市立障害者福祉センターの既設昇降機の製造から点検までを一手に行ってきたところであり、既設昇降機の運転に著しい支障が生じるおそれのある設備に対する部品の交換等の業務についても、受託できる業者である。<br>また、機能保全を目的とする本契約における業務については、既設昇降機を設置した製造元である当該選定業者以外の業者が受託すると、事故発生時の原因と責任の所在が不明確となる恐れがあるほか、単に部品等を入れ替えるだけでなく、既存部分との調整等、密接不可分の関係にあるため、三精テクノロジーズ株式会社の他に代替しうる業者がいないため、同者を選定する。 |

（様式第２号）

| | |
|---|---|
| 根　拠　規　程 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項<br><br>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。<br>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。<br>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。<br>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。